【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月22日

【計算期間】 第19期 自 2024年7月23日

至 2025年7月22日

【ファンド名】 SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ

(愛称:jrevive)

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、中小型割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会 が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法 人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧ください。

2026年4月1日付けで、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。(以下同じ。)

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信/国内/株式」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
		株式	
	国内	171,70	
単位型投信		債券	
	海外	不動産投信	
追加型投信		その他資産	
	内外	()	
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	ー度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来 の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式・中小型株))
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年 2 回	(日本を含む)	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券	(隔月)	欧州	ファミリー
一般	年12回	アジア	ファンド
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	ファンド・
その他債券	その他	アフリカ	オブ・
クレジット	()	中近東	ファンズ
属性		(中東)	
(高格付債)		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
(投資信託証券(株式・			
中小型株))			
資産複合			
()			

ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式・中小型株」です。

属性区分の定義

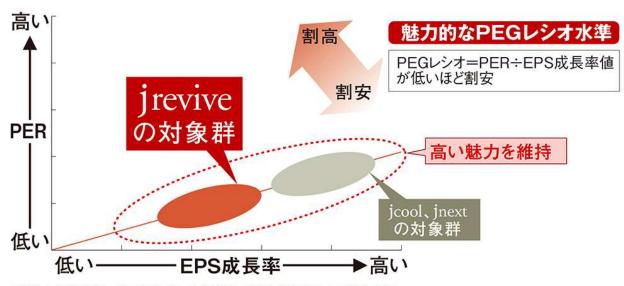
該当区分	区分の定義
その他の資産 (投資信託証券(株式・ 中小型株))	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動 産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内 の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入 資産は、投資信託証券(株式・中小型株)です。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として 投資するものをいいます。

信託金の限度額

- ・500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

●株価が下落した銘柄から財務安定性に優れ、業績も安定しており、わが国の経済 社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。



図はあくまでも目標のイメージ図であり、将来の運用成長度を保証するものではありません。

ジェイクール (jcool)、ジェイネクスト (jnext)は、本ファンド同様にエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社が投資助言を行い、SBIアセットマネジメント株式会社が設定・運用を行っている追加型株式投資信託です。

●エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社*より投資に関する助言を受けて運用します。《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

設立	2001年12月4日 関東財務局長(金商)第641号
助言資産	1,336億円(2025年6月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査·分析·投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査·分析を継続

※2026年1月1日に、UBPインベストマネジメント株式会社に社名変更する予定です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

分配方針

毎決算時(毎年7月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

●分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。 (基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

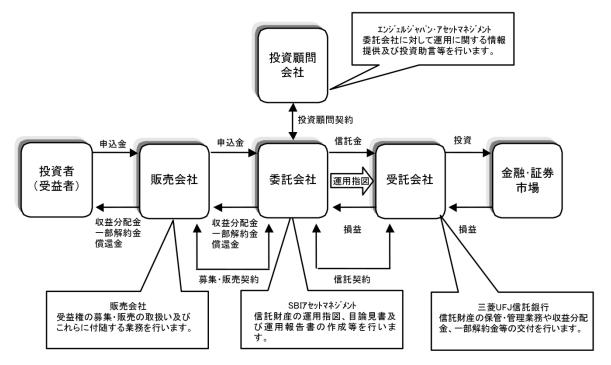
(2)【ファンドの沿革】

2006年7月31日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み 本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。 ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと 呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況(2025年7月末日現在)

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に 基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エ スビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9 月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)
2022年 8 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023 年 4 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

() 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I グローバルアセット マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によって は、前記の運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より 投資助言を受けます。

エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社

- ・ 本ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助 言等を行います。
- ・ 革新的な成長企業を中心とした調査・分析・投資助言に特化した、独立系の投資顧問会社です。
- * 2026年1月1日付けで、UBPインベストメンツ株式会社へ社名を変更する予定です。

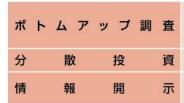
(参考)マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく 「時間分散」、その他1銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。



企業群を ①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群 の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。

「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。

投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

≪助言銘柄選定のプロセス≫

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によって は、前記の運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- 1.有価証券
- 2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第24条に定めるものに限ります。)
- 3.約束手形(前1.に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 4. 金銭債権(前1. 及び前3. に掲げるものに該当するものを除きます。)

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び 新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.の証券または証書ならびに前17.の証書のうち前1.の 証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券及び前 12.の証券または証書ならびに前17.の証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するも のを以下「公社債」といい、前13.の証券及び前14.の証券を以下「投資信託証券」といいま す。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2 条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用す ることを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委 託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 1.から6.に掲げる金融商品 により運用することの指図ができます。(信託約款第17条3項)

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本 投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通 し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネ ジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

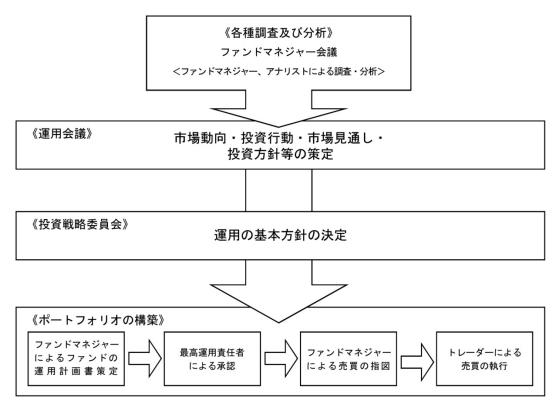
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最 高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合 投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確 認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年7月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当収益」といいます。)と売買益(評価益を含みます。)との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とします。

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合は、分配を行わないことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と 同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

() 信託財産に属する配当等収益とみなし配当収益との合計額から諸経費、信託財産にかかる 会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税 等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分 配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

SBIアセットマネジメント株式会社(E13447) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- () 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- () 前記()におけるみなし配当収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- () 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- () 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- () 外貨建資産への投資は、行いません。
- () 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- () 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等 エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えるこ ととなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内とな るよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

() 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以降同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約 権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託 会社が投資することを指図することができるものとします。

() 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額 と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額 のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超 えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時 価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予 約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換 社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債な らびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属 するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資 の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時 価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約 権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

() 信用取引の指図範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について 行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしま

- (イ)信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- (口)株式分割により取得する株券
- (ハ)有償増資により取得する株券
- (二)売出しにより取得する株券
- (ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- (へ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信 託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるもの を除きます。)の行使により取得可能な株券
- () 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引 所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいま す。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいい ます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものを いいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図を することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以

() 有価証券の貸付けの指図及び範囲(信託約款第25条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を 次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- (イ)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記(イ)(口)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

- () 資金の借入れ(信託約款第32条)
 - (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ)借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と 異なります。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・ 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を 反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被 ることがあります。

流動性リスク

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から 期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被る ことがあります。

・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

《その他留意点》

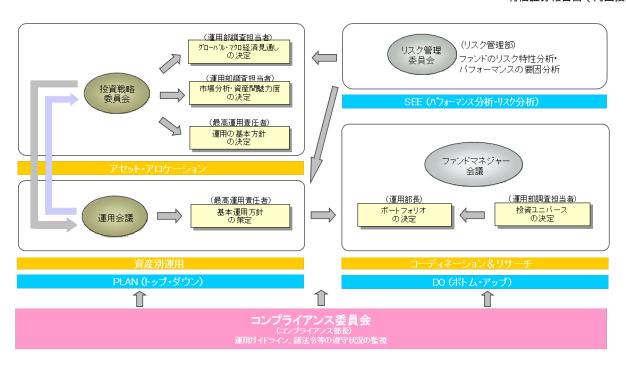
- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当 する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落 要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等 は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネ ジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者を もって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方 針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー 会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略に ついて議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開 株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成す る。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資 する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって 構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、 コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部 長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連 する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告 及び監視を行う。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

プロダクトガバナンス 委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアン ス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理 部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商 品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定 する。また、商品戦略に係る対外公表を担当する。
		トロ休生は 人名 本面とかる担合がもります

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していく ための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長 は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示しま す。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする 外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

<参考情報>

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較





- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基 準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の 平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
- - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示し ています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株… Morningstar 日本株式指数

先進国株 ··· Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株 ··· Morningstar 新興国株式指数 日本国債 ··· Morningstar 日本国債指数

先進国債 ··· Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債 ··· Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式 で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。 日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や 政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソプリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関に より発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事具〉本ファンドは、Morningstar、Inc、又はモーニングスタージャパン株式会社を含むMorningstar、Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して [Morningstarグループ]と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス (以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは財産について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、オファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは財産について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの電管理・ファケテス・グブスは売買取引に関連していかなる義終も責任も負しません。 Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱瀉、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に含認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、表別機関を関係に関する一切の保証を明確に合認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、表別機関を関係に関することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、表別機関を関係に関することは、大学について、例で、これらの場合であれ、 Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されてい たとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込金額の3.3%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

*申込手数料には、消費税等が課されます。

(注)申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいい ます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社 (委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)が差引かれます。

(注)信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.87%(税抜:年1.70%)を乗じて得た額とします。

信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分(税抜)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.96%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.67%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.07%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

・委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

保管費用等本ファンドの投資に関する費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税 信託事務の処理等に要する諸費用(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書 等の作成・印刷費用等)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額は、毎計算期間の最初の 6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を示すことができません。なお、監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となる ことがあります。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて 異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2025年7月末日現在、以下の通り です。

また、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。

なお、当ファンドはNISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社によ り取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得 税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制 度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除の適用が可能です。)もしくは 申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

口.解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得 税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されま す。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一 定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる 配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入 するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別 元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税 0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち 所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税さ れません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に 相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託 を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ(愛称: jrevive)】

(1)【投資状況】

(2025年 7月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,293,397,950	100.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,025,426	0.05
合計(純資産総額)		4,291,372,524	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年 7月31日現在)

国 / 地域	種類	銘 柄 名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		中小型割安成長株・マザーファン ド	525,848,831	7.8719	4,139,429,413	8.1647	4,293,397,950	100.05

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2025年 7月31日現在)

種類	投資比率(%)		
親投資信託受益証券	100.05		
合 計	100.05		

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2025年 7月31日 (直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日		純資產 (P	産総額 日)	1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10計算期間末	(2016年 7月22日)	7,019,803,575	7,019,803,575	26,094	26,094

S B I アセットマネジメント株式会社(E13447) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				有個趾:	<u> </u>
第11計算期間末	(2017年 7月24日)	13,049,310,039	13,049,310,039	39,215	39,215
第12計算期間末	(2018年 7月23日)	22,569,207,984	22,569,207,984	44,331	44,331
第13計算期間末	(2019年 7月22日)	13,493,335,263	13,493,335,263	37,239	37,239
第14計算期間末	(2020年 7月22日)	9,563,739,936	9,563,739,936	38,251	38,251
第15計算期間末	(2021年 7月26日)	6,807,677,319	6,807,677,319	48,374	48,374
第16計算期間末	(2022年 7月22日)	5,332,286,181	5,332,286,181	44,438	44,438
第17計算期間末	(2023年 7月24日)	5,177,373,078	5,177,373,078	50,061	50,061
第18計算期間末	(2024年 7月22日)	4,671,911,558	4,671,911,558	55,074	55,074
第19計算期間末	(2025年 7月22日)	4,278,051,501	4,278,051,501	56,554	56,554
	2024年 7月末日	4,642,288,271		54,825	
	8月末日	4,414,030,215		52,598	
	9月末日	4,366,738,407		52,352	
	10月末日	4,339,440,605		52,478	
	11月末日	4,443,626,502		54,096	
	12月末日	4,455,798,807		55,356	
	2025年 1月末日	4,278,583,628		54,018	
	2月末日	4,138,594,598		52,589	
	3月末日	4,143,474,590		52,820	
	4月末日	4,101,465,048		52,799	
	5月末日	4,208,583,434		54,384	
	6月末日	4,293,658,692		56,080	
	7月末日	4,291,372,524		58,636	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	2015年 7月23日~2016年 7月22日	0
第11計算期間	2016年 7月23日~2017年 7月24日	0
第12計算期間	2017年 7月25日~2018年 7月23日	0
第13計算期間	2018年 7月24日~2019年 7月22日	0
第14計算期間	2019年 7月23日~2020年 7月22日	0
第15計算期間	2020年 7月23日~2021年 7月26日	0
第16計算期間	2021年 7月27日~2022年 7月22日	0
第17計算期間	2022年 7月23日~2023年 7月24日	0
第18計算期間	2023年 7月25日~2024年 7月22日	0
第19計算期間	2024年 7月23日~2025年 7月22日	0

【収益率の推移】

期計算期間		収益率(%)
第10計算期間	2015年 7月23日~2016年 7月22日	4.36
第11計算期間	2016年 7月23日~2017年 7月24日	50.28
第12計算期間	2017年 7月25日~2018年 7月23日	13.05

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第13計算期間	2018年 7月24日~2019年 7月22日	16.00
第14計算期間	2019年 7月23日 ~ 2020年 7月22日	2.72
第15計算期間	2020年 7月23日~2021年 7月26日	26.46
第16計算期間	2021年 7月27日~2022年 7月22日	8.14
第17計算期間	2022年 7月23日~2023年 7月24日	12.65
第18計算期間	2023年 7月25日~2024年 7月22日	10.01
第19計算期間	2024年 7月23日 ~ 2025年 7月22日	2.69

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第10計算期間	2015年 7月23日~2016年 7月22日	375,660	459,038	269,023
第11計算期間	2016年 7月23日~2017年 7月24日	302,073	238,336	332,760
第12計算期間	2017年 7月25日~2018年 7月23日	931,579	755,233	509,106
第13計算期間	2018年 7月24日~2019年 7月22日	42,243	189,006	362,343
第14計算期間	2019年 7月23日~2020年 7月22日	28,963	141,282	250,024
第15計算期間	2020年 7月23日~2021年 7月26日	9,070	118,365	140,729
第16計算期間	2021年 7月27日~2022年 7月22日	3,935	24,670	119,994
第17計算期間	2022年 7月23日~2023年 7月24日	3,070	19,642	103,422
第18計算期間	2023年 7月25日~2024年 7月22日	2,016	20,608	84,830
第19計算期間	2024年 7月23日~2025年 7月22日	1,424	10,608	75,646

⁽注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)

中小型割安成長株・マザーファンド

投資状況

(2025年 7月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	53,395,800,200	96.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,690,052,496	3.07
合計(純資産総額)		55,085,852,696	100.00

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 7月31日現在)

							(=0	,_о , ,,,о. щ,	76 III /	
国/	種類	銘 柄 名	業種	数量	帳簿価額 単価	帳簿価額 金額	評価額単価	評価額 金額	投資比率	
地域	12 //	24 113 14	- 木性	~ =	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)	

SBIアセットマネジメント株式会社(E13447)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

							1月1川祉	:秀報告書(内国	按貝店
日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	325,000	6,470.00	2,102,750,000	6,540.00	2,125,500,000	3.86
日本	株式	エレコム	電気機器	1,040,000	1,863.00	1,937,520,000	1,963.00	2,041,520,000	3.71
日本	株式	ドウシシャ	卸売業	767,000	2,406.00	1,845,402,000	2,519.00	1,932,073,000	3.51
日本	株式	扶桑化学工業	化学	437,000	4,180.00	1,826,660,000	4,315.00	1,885,655,000	3.42
日本	株式	サトー	機械	860,000	2,068.00	1,778,480,000	2,142.00	1,842,120,000	3.34
日本	株式	東京精密	精密機器	192,000	9,493.00	1,822,656,000	9,550.00	1,833,600,000	3.33
日本	株式	オロ	情報・通 信業	555,000	3,030.00	1,681,650,000	3,175.00	1,762,125,000	3.20
日本	株式	1 C N	化学	485,000	3,375.00	1,636,875,000	3,585.00	1,738,725,000	3.16
日本	株式	ZACROS	化学	432,000	3,800.00	1,641,600,000	3,950.00	1,706,400,000	3.10
日本	株式	デクセリアルズ	化学	775,000	2,143.00	1,660,825,000	2,197.50	1,703,062,500	3.09
日本	株式	ヨコオ	電気機器	1,050,000	1,422.00	1,493,100,000	1,579.00	1,657,950,000	3.01
日本	株式	レック	化学	1,370,000	1,115.00	1,527,550,000	1,130.00	1,548,100,000	2.81
日本	株式	SBSホールディングス	陸運業	475,000	2,993.00	1,421,675,000	3,220.00	1,529,500,000	2.78
日本	株式	カーブスホールディングス	サービス 業	1,990,000	688.00	1,369,120,000	748.00	1,488,520,000	2.70
日本	株式	デジタルアーツ	情報・通 信業	185,000	7,860.00	1,454,100,000	8,030.00	1,485,550,000	2.70
日本	株式	トレジャー・ファクトリー	小売業	820,000	1,746.29	1,431,964,651	1,743.00	1,429,260,000	2.59
日本	株式	ニチハ	ガラス・ 土石製品	444,000	3,050.00	1,354,200,000	3,165.00	1,405,260,000	2.55
日本	株式	木村工機	機械	144,000	9,742.69	1,402,948,207	9,690.00	1,395,360,000	2.53
日本	株式	日本アクア	建設業	1,700,000	793.00	1,348,100,000	815.00	1,385,500,000	2.52
日本	株式	ダイセキ	サービス 業	365,000	3,450.00	1,259,250,000	3,535.00	1,290,275,000	2.34
日本	株式	シェアリングテクノロジー	情報・通 信業	1,000,000	1,078.00	1,078,000,000	1,220.00	1,220,000,000	2.21
日本	株式	シンメンテホールディング ス	サービス 業	1,020,000	1,161.00	1,184,220,000	1,129.00	1,151,580,000	2.09
日本	株式	キッセイ薬品工業	医薬品	255,000	4,135.00	1,054,425,000	4,465.00	1,138,575,000	2.07
日本	株式	サムコ	機械	390,000	2,923.00	1,139,970,000	2,863.00	1,116,570,000	2.03
日本	株式	スター・マイカ・ホール ディングス	不動産業	1,090,000	949.00	1,034,410,000	1,000.00	1,090,000,000	1.98
日本	株式	ユーザーローカル	情報・通 信業	550,000	1,815.00	998,250,000	1,912.00	1,051,600,000	1.91
日本	株式	船井総研ホールディングス	サービス 業	420,000	2,316.00	972,720,000	2,379.00	999,180,000	1.81
日本	株式	ニッポン高度紙工業	パルプ・ 紙	510,000	1,766.00	900,660,000	1,903.00	970,530,000	1.76
日本	株式	テクマトリックス	情報・通 信業	445,000	2,105.14	936,787,874	2,170.00	965,650,000	1.75
日本	株式	エフアンドエム	サービス 業	348,000	2,772.00	964,656,000	2,742.00	954,216,000	1.73

 (注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 7月31日現在)

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	建設業	2.52
	パルプ・紙	1.76
	化学	15.58
	医薬品	3.52
	ガラス・土石製品	2.55
	機械	15.43
	電気機器	8.52
	精密機器	4.67
	その他製品	1.49
	陸運業	2.78
	情報・通信業	14.57
	卸売業	5.18
	小売業	3.88
	その他金融業	0.54
	不動産業	1.98
	サービス業	11.97
合 計	-	96.93

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

<参考情報>

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年7月31日)



基準価額(1口当たり)	58,636円
純資産総額	42.91億円

分配の推移(1口当たり、税引前)

決算期	金額
第15期(2021年7月26日)	0円
第16期(2022年7月22日)	0円
第17期(2023年7月24日)	0円
第18期(2024年7月22日)	0円
第19期(2025年7月22日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

≪組入上位10銘柄≫

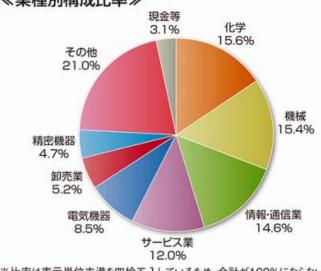
います。

	銘柄名	業種	組入比率
1	日精エー・エス・ビー機械	機械	3.9%
2	エレコム	電気機器	3.7%
3	ドウシシャ	卸売業	3.5%
4	扶桑化学工業	化学	3.4%
5	サトー	機械	3.3%
6	東京精密	精密機器	3.3%
7	オロ	情報·通信業	3.2%
8	JCU	化学	3.2%
9	ZACROS	化学	3.1%
10	デクセリアルズ	化学	3.1%

≪構成比率≫

マザー	ファンド
国内株式	96.9%
現金等	3.1%
合計	100.0%

≪業種別構成比率≫



※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年7月23日~2025年7月22日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.92%	1.88%	0.04%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

- ※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - ()お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

()お申込単位

1口以上1口単位でのお申込みとなります。(当初1口=10,000円)

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。

なお、上記()に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

()お申込手数料

お申込金額の3.3%(税抜3.0%)を上限とする販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。

なお、上記()の照会先においてもご確認いただけます。

*申込手数料には、消費税等が課されます。

(注)申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことを いいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への 新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし ます。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にした がい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信 託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機 関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。 なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

下記の照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03-6229-0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 なお、上記a.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

換金申込受付日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に対し0.3%)を 控除した価額となります。

基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

(注)信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の 請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に 行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部 解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び 一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信 託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。

() 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価し
	ます。

() 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1口当たり)は最寄りの 取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新 聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1口当たり)が掲載されています。な お、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先:

SBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)

電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間:毎営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2006年7月31日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年7月23日から翌年7月22日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10万口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記()に定める手続きを準用します。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の 投資信託委託会社が委託会社の業務を引継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営 む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引継ぐときを除きま す。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信 託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利 であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あ らかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、エンジェルジャパン・ア セットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約された 場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契 約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、かかる事項について、あらか じめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知ら れたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を 交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議 のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定 の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社 は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下 らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「()約款変更」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

() 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、また はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することが できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定

の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の 口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社 は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載 します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場 合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対者の買取請求権

前記 ()に規定する信託契約の解約または前記()に規定する信託約款の変更を行う場合 において、前記 ()または前記()の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者 は、委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を通じ、受託会社に対し、自己に帰属す る受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年 ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することがで きます。

() 運用報告書

委託会社は、毎計算期末(毎年7月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及 び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交 付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運 用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

()収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算 日から起算して5営業日目までにお支払いします。

()換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

()帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2024年7月23日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(羊瓜・口)
	第18期	第19期
	2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,679	17,989
親投資信託受益証券	4,716,045,646	4,317,469,804
未収入金	1,880,000	11,470,000
流動資産合計	4,717,943,325	4,328,957,793
資産合計	4,717,943,325	4,328,957,793
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,867,607	11,462,901
未払受託者報酬	1,789,229	1,595,303
未払委託者報酬	41,663,451	37,147,718
その他未払費用	711,480	700,370
流動負債合計	46,031,767	50,906,292
負債合計	46,031,767	50,906,292
純資産の部		
元本等		
元本	848,300,000	756,460,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,823,611,558	3,521,591,501
(分配準備積立金)	1,034,511,185	1,022,997,702
元本等合計	4,671,911,558	4,278,051,501
純資産合計	4,671,911,558	4,278,051,501
負債純資産合計	4,717,943,325	4,328,957,793

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第18期	第19期
	自 2023年7月25日	自 2024年7月23日
W Media A	至 2024年7月22日	至 2025年7月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	541,794,675	180,064,158
営業収益合計	541,794,675	180,064,158
営業費用		
受託者報酬	3,705,521	3,289,342
委託者報酬	86,285,761	76,594,630
その他費用	986,480	1,681,702
営業費用合計	90,977,762	81,565,674
営業利益又は営業損失()	450,816,913	98,498,484
経常利益又は経常損失()	450,816,913	98,498,484
当期純利益又は当期純損失()	450,816,913	98,498,484
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	31,954,664	16,388,824
期首剰余金又は期首欠損金()	4,143,153,078	3,823,611,558
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,112,592	59,257,624
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	85,112,592	59,257,624
剰余金減少額又は欠損金増加額	823,516,361	476,164,989
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	823,516,361	476,164,989
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	<u>-</u>	
期末剰余金又は期末欠損金()	3,823,611,558	3,521,591,501

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基礎とファンドの計算期間

なる事項 当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までとして

おります。当計算期間は2024年7月23日から2025年7月22日までとしております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第18期 2024年7月22日現在	第19期 2025年7月22日現在
1 .	当該計算期間の末日における受益権の総数	84,830□	75,646□
2 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差	-	-
	額		
3 .	1口当たり純資産額	55,074円	56,554円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

頂益	及び剰余金計算書に	関する注記)				
	第18期		第19期				
	自 2023年7月25日		自 2024年7月23日				
	至 2024	4年7月22日			至 202	5年7月22日	
1.	分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収 益額	А	80,066,664円		費用控除後の配当等収 益額	А	57,061,837円
	費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	В	338,795,585円		費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	В	57,825,471円
	収益調整金額	С	2,789,100,373円		収益調整金額	С	2,498,593,799円
	分配準備積立金額	D	615,648,936円		分配準備積立金額	D	908,110,394円
	当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	3,823,611,558円		当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	3,521,591,501円
	当ファンドの期末残存 口数	F	84,830□		当ファンドの期末残存 口数	F	75,646□
	1口当たり収益分配対 象額	G=E/F	45,073円		1口当たり収益分配対 象額	G=E/F	46,553円
	1口当たり分配金額	Н	-円		1口当たり分配金額	Н	-円
	収益分配金金額	I=F×H	-円		収益分配金金額	I=F×H	-円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第18期	第19期
項目	自 2023年7月25日	自 2024年7月23日
	至 2024年7月22日	至 2025年7月22日
1.金融商品に対する取組方針	 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関	同左
	する法律第2条第4項に定める証券投資信託	
	であり、信託約款に規定する運用の基本方	
	」 針に従い、有価証券等の金融商品に対して	
	投資として運用することを目的としており	
	ます。	
2.金融商品の内容及び金融商品に係	当ファンドが保有する金融商品の種類は、	当ファンドが保有する金融商品の種
るリスク	有価証券、コール・ローン等の金銭債権及	類は、有価証券、コール・ローン等
	び金銭債務であります。	の金銭債権及び金銭債務でありま
	これらは、価格変動リスク、流動性リス	す。
	ク、信用リスク、為替変動リスク、カント	これらは、価格変動リスク、流動性
	リーリスク等にさらされております。	リスク、信用リスク等にさらされて
		おります。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理	同左
	部長、商品企画部長、マーケティング部	
	長、運用部長及び運用部マネジャーをもっ	
	て構成するリスク管理委員会にて、ファン	
	ドのリスク特性分析、パフォーマンスの要	
	因分析の報告及び監視を行い、運用者の意	
	思決定方向を調整・相互確認しておりま	
	す。	
	市場リスクの管理	市場リスクの管理
	市場リスクに関しては、資産配分等の状況	同左
	を常時、分析・把握し、投資方針に沿って	
	いるか等の管理を行っております。	
	信用リスクの管理	信用リスクの管理
	信用リスクに関しては、発行体や取引先の	同左
	財務状況等に関する情報収集・分析を常	
	時、継続し、格付等の信用度に応じた組入	
	制限等の管理を行っております。	
	流動性リスクの管理	流動性リスクの管理 同士
	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場が動性の特別を開発し、四引导が組入し	0生
	場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
	学寺の目柱で1] フしのリより。 	

金融商品の時価等に関する事項

第18期	第19期
2024年7月22日現在	2025年7月22日現在
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。	同左
親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
上記以外の金融商品	上記以外の金融商品
上記以外の金融商品は、短期間で決済さ	同左
れるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左
	2024年7月22日現在 貸借対照表上の金融商品は原則としてす べて時価で評価しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありません。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注 記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似している もことから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

7077 H F 3 1 3 1 M HT 73			
	第18期	第19期	
	自 2023年7月25日	自 2024年7月23日	
種類	至 2024年7月22日	至 2025年7月22日	
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
	(円)	(円)	
親投資信託受益証券	503,912,596		
合計	503,912,596	197,722,006	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

	第18期	第19期
項目	自 2023年7月25日	自 2024年7月23日
	至 2024年7月22日	至 2025年7月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,034,220,000円	848,300,000円
期中追加設定元本額	20,160,000円	14,240,000円
期中一部解約元本額	206,080,000円	106,080,000円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	中小型割安成長株・マザーファンド	548,466,038	4,317,469,804	
	合計	548,466,038	4,317,469,804	

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド(SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ)は、「中小型割安成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年7月22日現在(以下「計算日」という。)の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

中小型割安成長株・マザーファンド

貸借対照表

	(12:13)
	2025年7月22日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,791,420,670
株式	51,575,458,900
未収入金	181,672,476
未収配当金	79,430,000
未収利息	17,178
流動資産合計	53,627,999,224
資産合計	53,627,999,224
負債の部	
流動負債	
未払金	120,508,921
未払解約金	61,050,000
流動負債合計	181,558,921
負債合計	181,558,921
純資産の部	
元本等	
元本	6,789,518,143
剰余金	
剰余金又は欠損金()	46,656,922,160
元本等合計	53,446,440,303
純資産合計	53,446,440,303
負債純資産合計	53,627,999,224

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(=2000)	0,240,
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ
	ては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当
	該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額
	との差額については入金時に計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2025年7月22日現在
1.	計算日における受益権の総数	6,789,518,143□
2 .	元本の欠損	
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3 .	1口当たり純資産額	7.8719円
	(10,000口当たり純資産額)	(78,719円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券 投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の 金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金 銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされており ます。
	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。市場リスクの管理市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。信用リスクの管理信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。流動性リスクの管理流動性リスクの管理流動性リスクの管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目 2025年7月22日現在

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1 .		貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借 対照表計上額と時価との差額はありません。
2 .	時価の算定方法	株式
		(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
		上記以外の金融商品
		上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似し
		ていることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 .		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異 なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

15*5	2025年7月22日現在			
種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)			
株式		990,007,770		
合計		990,007,770		

⁽注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2024年7月23日 至 2025年7月22日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	6,521,235,223円
期中追加設定元本額	1,206,303,831円
期中一部解約元本額	938,020,911円
期末元本額	6,789,518,143円
元本の内訳	
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ	548,466,038円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)	117,165,975円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型)	1,329,611,020円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 分配型(適格機関投資家専用)	264,749,879円
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ < DC年金 >	1,496,733,657円
SBI/FOFs用日本中小型株F(適格機関投資家限定)	3,032,791,574円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

		 評	(単1211円)	
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
日本アクア	1,700,000	793.00	1,348,100,000	
ニッポン高度紙工業	510,000	1,766.00	900,660,000	
扶桑化学工業	437,000	4,180.00	1,826,660,000	
J C U	485,000	3,375.00	1,636,875,000	
デクセリアルズ	775,000	2,143.00	1,660,825,000	
レック	1,370,000	1,115.00	1,527,550,000	
ZACROS	432,000	3,800.00	1,641,600,000	
キッセイ薬品工業	255,000	4,135.00	1,054,425,000	
富士製薬工業	712,200	1,380.00	982,836,000	
ニチハ	444,000	3,050.00	1,354,200,000	
エスティック	490,000	977.00	478,730,000	
木村工機	137,000	9,730.00	1,333,010,000	
エヌ・ピー・シー	642,600	623.00	400,339,800	
日精エー・エス・ビー機械	325,000	6,470.00	2,102,750,000	
サトー	860,000	2,068.00	1,778,480,000	
オカダアイヨン	410,000	1,865.00	764,650,000	
サムコ	390,000	2,923.00	1,139,970,000	
ホシザキ	90,000	5,100.00	459,000,000	
寺崎電気産業	48,000	3,710.00	178,080,000	
エレコム	1,040,000	1,863.00	1,937,520,000	
ヨコオ	1,050,000	1,422.00	1,493,100,000	
古野電気	45,000	4,240.00	190,800,000	
コーセル	560,000	1,094.00	612,640,000	
東京精密	192,000	9,493.00	1,822,656,000	
松風	362,100	1,976.00	715,509,600	
中本パックス	410,000	1,796.00	736,360,000	
SBSホールディングス	475,000	2,993.00	1,421,675,000	
デジタルアーツ	185,000	7,860.00	1,454,100,000	
ファインデックス	780,000	736.00	574,080,000	
テクマトリックス	395,000	2,102.00	830,290,000	
エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	20,300	3,615.00	73,384,500	
オロ	555,000	3,030.00	1,681,650,000	
ユーザーローカル	550,000	1,815.00	998,250,000	
シェアリングテクノロジー	1,000,000	1,078.00	1,078,000,000	
大塚商会	270,000	2,829.50	763,965,000	
あい ホールディングス	380,000	2,350.00	893,000,000	
アセンテック	60,000	1,678.00	100,680,000	
ドウシシャ	767,000	2,406.00	1,845,402,000	
コメ兵ホールディングス	50,000	2,850.00	142,500,000	
トレジャー・ファクトリー	740,000	1,740.00	1,287,600,000	
サイゼリヤ	98,000	5,130.00	502,740,000	
イー・ギャランティ	200,000	1,464.00	292,800,000	
スター・マイカ・ホールディングス	1,090,000	949.00	1,034,410,000	
ドリームインキュベータ	180,000	2,333.00	419,940,000	

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

エフアンドエム	348,000	2,772.00	964,656,000	
シンメンテホールディングス	1,020,000	1,161.00	1,184,220,000	
カーブスホールディングス	1,990,000	688.00	1,369,120,000	
NISSOホールディングス	540,000	655.00	353,700,000	
船井総研ホールディングス	420,000	2,316.00	972,720,000	
ダイセキ	365,000	3,450.00	1,259,250,000	
合 計	26,650,200		51,575,458,900	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日現在 資産総額 4,426,078,352円 負債総額 134,705,828円 純資産総額(-) 4,291,372,524円 発行済口数 73,187口 1口当たり純資産額(/) 58,636円

(参考)

中小型割安成長株・マザーファンド 純資産額計算書

資産総額2025年7月31日現在資債総額55,372,783,072円純資産総額(-)286,930,376円純行済口数55,085,852,696円1口当たり純資産額(/)8.1647円(1万口当たり純資産額)(81,647円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料 該当事項はありません。
- (2)受益者に対する特典該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

資本金の額(2025年7月末日現在)

()資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

()発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

()発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、

同日に同額を減資しました。

委託会社の機構

(i)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

()投資運用の意思決定機構

ア)市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資 戦略の協議・策定を行います。

イ)投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ)運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ)投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ)パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・ 見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年7月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年7月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	256	4,928,723
単位型株式投資信託	520	1,566,236
単位型公社債投資信託	67	133,089
合計	843	6,628,048

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3 月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(2024年 3 月31日)	(2025年3月31日)
 資産の部	(1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
流動資産		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	2 4,500,000	2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	2 20,429	2 12,096
その他	43,335	23,470
流動資産合計	7,433,929	9,111,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 26,047	1 31,251
器具備品	1 3,930	1 6,311
有形固定資産合計	29,977	37,563
無形固定資産		
商標権	1,860	1,798
ソフトウエア	194,084	148,358
その他	67	67
無形固定資産合計	196,011	150,224
投資その他の資産		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
投資その他の資産合計	858,197	727,081
固定資産合計	1,084,186	914,868
繰延資産		
株式交付費	1,632	247
繰延資産合計	1,632	247
資産合計	8,519,748	10,026,837

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年 3 月31日)	(2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等		121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	63	63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	56,889
評価・換算差額等合計	18,737	56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837
		. ,

(2) 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	1 6,660,596	1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		.,,
給料	530,816	542,033
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費	05,515	62
寄付金	1,637	02
旅費交通費		2.060
租税公課	2,623	2,960
	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費 	2 637,135	2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	2 53,147	2 75,764
受取配当金	1,250	
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益		1,324
雑収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損		522

EDINET提出書類

SBIアセットマネジメント株式会社(E13447)

# 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		지미(1) 미디까 ((대피미)
特別損失合計		522
税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

# (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

				株当	E資本			
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計		495,000	495,000		1,733,335	1,733,335		2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181

	評価・換算	評価・換算差額等		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計	
	評価差額金	合計		
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145	
当期変動額				
合併による増加			1,288,930	
当期純利益			939,405	
株主資本以外の項目の	20, 562	20 562	20 562	
当期変動額 (純額)	20,562	20,562	20,562	
当期変動額合計	20,562	20,562	2,207,773	
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919	

# 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本						
		資本乗	余金		利益剰余金			
	資本金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計					1,113,782	1,113,782		1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964

	評価・換貨	評価・換算差額等			
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計		
	評価差額金	合計			
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919		
当期变動額					
当期純利益			1,113,782		
株主資本以外の項目の	75 607	75 607	75 607		
当期変動額 (純額)	75,627	75,627	75,627		
当期変動額合計	75,627	75,627	1,038,155		
当期末残高	56,889	56,889	7,991,074		

#### 【注記事項】

#### (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客と投資助言(顧問)契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言(顧問)契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

#### (会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める 経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

## (貸借対照表関係)

(20	前事業年度 (2024年 3 月31日)			業年度 3 月31日)	
1 有形固定資産の	1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりで		1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとお		
あります。			あります。		
建物	12,573千円		建物	15,880千円	
器具備品	6,916千円		器具備品	8,036千円	
合計	19,490千円		合計	23,916千円	
2 関係会社との取	7引に基づいて発生した債権は以下	2	関係会社との取引に	基づいて発生した債権は以下	
のとおりでありま	ます。		のとおりであります。		
関係会社短期貸債	寸金 4,500,000千円		関係会社短期貸付金	4,700,000千円	
その他流動資産	954千円		その他流動資産	772千円	
合計	4,500,954千円		合計	4,700,772千円	

## (損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益 営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。
- 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度		当事業年度	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
経営管理報酬	607,052千円	経営管理報酬	597,599千円
関係会社からの受取利息	48,341千円	関係会社からの受取利息	67,395千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937		1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である 当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348			1,408,348

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### 前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 ( 千円 )	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	
資産計	746,394	746,394	

(注1)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対 照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22,031

### 当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
投資有価証券	562,202	562,202	
資産計	562,202	562,202	

(注1)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対 照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度
	貸借対照表計上額
	(千円)
関係会社株式	
子会社株式	22,031

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2024年3月31日)

	1年以内	1 年超	5 年超	10年超
	1 年以内	5 年以内	10年以内	
現金・預金	1,318,220			
関係会社短期貸付金	4,500,000			
未収委託者報酬	1,476,224			
未収運用受託報酬	20,429			
合計	7,314,874			

#### 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1 年 N 由	1 年超	5 年超	10年超
	1 年以内	5 年以内	10年以内	
現金・預金	2,719,549			
関係会社短期貸付金	4,700,000			
未収委託者報酬	1,604,874			
未収運用受託報酬	12,096			
合計	9,036,520			

### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

区分	時価 ( 千円 )			
<u></u>	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託		746,394		746,394
資産計		746,394		746,394

#### 当事業年度(2025年3月31日)

区分		時価 (	千円)	
<b>运</b> 刀	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託		562,202		562,202
資産計		562,202		562,202

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度(2024年3月31日)

投資信託

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 当事業年度(2025年3月31日)

#### 投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1.子会社株式

## 前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

## 当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額	
<b>运</b> 力	(千円)	
子会社株式	22,031	

### 2. その他有価証券

## 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

		/ h / h )   p p - h       + T	TT (C) TT (TT	***
区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式			
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券			
を超えるもの	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
	(1)株式			
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券			
を超えないもの	(3)その他	619,020	641,200	22,179
	小計	619,020	641,200	22,179
合計		746,394	719,387	27,007

⁽注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

## 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

				(十四・113)
区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(1)株式			
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券			
を超えるもの	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
	(1)株式			
貸借対照表計上額が取得原価	(2)債券			
を超えないもの	(3)その他	559,258	643,200	83,941
	小計	559,258	643,200	83,941
合計		562,202	645,277	83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

#### 3.売却したその他有価証券

#### 前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	682,102	131,942	
合計	682,102	131,942	

#### 当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	125,687	49,100	
合計	125,687	49,100	

#### 4.減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)23,640千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)12,280千円であります。

#### 2.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)7,875千円、当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)8,404千円であります。

# (税効果会計関係)

前事業年度 ( 2024年 3 月31日 )		当事業年度 ( 2025年 3 月31日 )	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
電話加入権	714千円	電話加入権	735千円
投資有価証券評価損	12,489	投資有価証券評価損	164
未払事業税	6,662	未払事業税	12,733
その他未払税金	6,300	その他未払税金	7,367
未払金	29,896	未払金	53,911
その他	195	その他有価証券評価差額金	26,197
繰延税金資産小計	56,258	その他	97
評価性引当額		繰延税金資産小計	101,208
操延税金資産合計	56,258	評価性引当額	
-		繰延税金資産合計	101,208
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	8,269	繰延税金負債	
繰延税金負債合計 -	8,269	-	
繰延税金資産の純額 -	47,988	繰延税金負債合計	-
		繰延税金資産の純額	101,208
に重要な差異があるときの、当該差異原原 別の内訳	いっぱ ソルエ安は 境日	に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項 目別の内訳	
当事業年度は、法定実効税率と税効果会の負担率との間の差異が法定実効税率のため注記を省略しております。		同左	
		3.法人税等の税率の変更による繰列の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律が2025年3月31日に国会で成立し 1日以後開始する事業年度より、が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開が見込まれる一時差異に係る繰延税ついては、法定実効税率を30.62%がております。	は」(令和7年法律第13号) たことに伴い、2026年4月 「防衛特別法人税」の課税 始する事業年度以降に解消 金資産及び繰延税金負債に から31.52%に変更し計算し

#### (収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (セグメント情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2.地域ごとの情報
  - (1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域 ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) (セグメント情報)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しており ます。

# (関連情報)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた め、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してお ります。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客(最終受益者)情報を知りえないため、記載を省略してお ります。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の 10%を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

#### 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

	או אר אר שוווני ניא (		<u> </u>											
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)				
							貸付金の 回収	3,250,000	-	-				
				<b>次</b> 文 宝 田		役員の兼任	貸付利息の 受取	68,587		-				
親会社	SBIグロー バルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資 産 運 用業、金融情報サービス事業子会社	理 円 会融情 (被所有) -ビス 間接	(被所有)	間接	(被所有) 間接 97.9%	間接	経営管理 人員出向・受 入	資金貸付	4,500,000	関係会社 短期貸付 金	4,500,000
	11121212			の持株会社	0.10%	資金の貸付   (注1,2)	貸付利息	48,244	未収利息	1,010				
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878				

- (注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

#### (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

<u> </u>	1 VL 2 TH (V. C. V. V.	шансы	U) 17/1 24	TT C 11 7 2	× 1 ± , ,					
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
				A -11+45		資金の貸付	貸付金の 回収	600,000	-	-
同一の親会 社を持つ会	ウエルスアド バイザー株式 会社	東京都港区	30	金融情報 サービス 事業、 投資助言業		運用への助言 人員出向・受 入 データ購入等	貸付利息の 受取	5,019	-	-
社						(注1)	貸付利息	96		
	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託(注 2)	販売委託支 払手数料	1,057,030	未払金	266,069

- (注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。
- (注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

# 2.親会社に関する注記

#### 親会社情報

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
- (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
- (非上場)
- SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.関連当事者との取引

#### 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
							貸付利息の 受取	68,406	-	-
	SBIグロー バルアセット			資 産 運 用 業、金融情	(被所有)	   役員の兼任   経営管理   人員出向・受	資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付 金	4,700,000
親会社	スルテピット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	報サービス 事業子会社 の持株会社	間接 97.9%	λ	貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報酬	597,599	未払金	328,679

- (注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。
- (注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

#### (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

	,									
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会 社を持つ会 社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託(注)	販売委託支 払手数料	1,461,607	未払金	316,838

- (注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
- 2.親会社に関する注記

#### 親会社情報

- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
- (東京証券取引所プライム市場に上場)
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
- (非上場)
- SBIホールディングス株式会社
- (東京証券取引所プライム市場に上場)

# (1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
1 株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1 株当たり当期純利益	667円03銭	790円85銭
	なお、潜在株式調整後1株当た	なお、潜在株式調整後1株当た
	り当期純利益金額については、	り当期純利益金額については、
	潜在株式が存在しないため記載	潜在株式が存在しないため記載
	しておりません。	しておりません。

# 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年 3 月31日	至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額(千		
円)		
普通株式に係る当期純利益(千	939,405	1,113,782
円)	939,400	1,113,702
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運 用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

- (1) 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(口)その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	   名 称	資本金の額	事業の内容
	10	(2025年3月末日現在)	ず未のいけ
受託会社	三菱UFJ信託銀行 株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律(兼営法)に基づき信託業務を 営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律(兼営法)に基づき信託業務を 営んでいます。
	株式会社SBI証券	54,323百万円	
	楽天証券株式会社	19,495百万円	
	J トラストグローバル証券株 式会社	3,000百万円	
	三田証券株式会社	500百万円	
	マネックス証券株式会社	13,195百万円	
	むさし証券株式会社	5,000百万円	-    「金融商品取引法」に定める第一種金
販売会社	三菱UFJ eスマート証券 株式会社	7,196百万円	ー 融商品取引業を営んでいます。 -
	日産証券株式会社	1,500百万円	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	岡三にいがた証券株式会社	852百万円	
	あかつき証券株式会社	3,067百万円	
	株式会社スマートプラス	100百万円	
投資顧問会社	エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

岡三にいがた証券株式会社は、ファンドの募集・販売の取扱いは行いません。換金申込の受付、収益分配金の 支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

### 2【関係業務の概要】

### (1)受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### (2)再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

#### (3)販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

### (4)投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

EDINET提出書類 S B I アセットマネジメント株式会社(E13447) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)再信託受託会社

該当事項はありません。

(3)販売会社

該当事項はありません。

(4)投資顧問会社

該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通り提出されております。

有価証券届出書2024年10月22日有価証券報告書2024年10月22日有価証券届出書2025年 4 月22日半期報告書2025年 4 月22日

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御

> 有限責任監査法人ト ー マ ツ 東京事務所

公認会計士 田嶌照夫

業務執行社員

指定有限責任社員

指定有限責任社員

郷 右 近 隆 也 公認会計士

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理 状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及び その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年 度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人 は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他 の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した と判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業 も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切である かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関す る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業 は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸 表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 村 幸 也

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブの2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブの2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫 理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 」

- 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。